

Title	明治10年代における製糸資本の生成と村落構造の変化(Ⅱ)
Sub Title	Development of silk manufacture and a change of a village structure in the early Meiji era (II)
Author	高山, 隆三
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.4 (1969. 4) ,p.395(83)- 406(94)
JaLC DOI	10.14991/001.19690401-0083
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690401-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

方によってなされるならば、その研究はより一層実り豊かなものとなるであろう。

しかし、わたくしは、いまなおつぎのような感想がわいてくるのを禁じえない。もしヴェーバーが、1920年に死去せずに、ワイマール共和国の全期間を生き抜き、かのフリードリヒ・マイネッケのいわゆる「ドイツの悲劇」が頂点に達した「ナチスの時代」まで生存しえたとすればどうなったであろうか。1909年、社会政策学会大会において、兄マックスとともにばなしい論陣をはったアドルフ・ヴェーバーが、のちに国民社会主義の理論的指導者となり、僚友ゾンバルト (Werner Sombart) も晩年にはナチスに傾いたことを考えると、ヴェーバーの悲劇は一層深刻なものになっていたことであろう。しかしこれ以上を語ることはゆるされず、その必要もない。筆者はただ、このような仮定の上に立って、彼がどのように行動したであろうかという点について想いをめぐらすのみである。

* * * *

小林昇、水田洋両教授より、それぞれ「フリードリヒ・リスト論考」「アダム・スミス研究」を贈呈されながら、不勉強の筆者は、つい最近まで、机上につんだままであったが、たまたま「思想」誌上の住谷一彦氏の論文

「スミスとリスト」から「マルクスとヴェーバー」へ」を読むに至り、にわかには読みはじめ、よむにつれて、「マルクスとヴェーバー」の問題について住谷氏とはやや異なった視角に立たざるをえなかった。それは、マルクス主義の立場からするヴェーバー理解である。従来、わが国のヴェーバー研究は、マルクス主義の立場からは、まことに不当なほど無視されつづけてきた。これは正しい態度ではないと思う。ひとつは、マルクス主義のもつ壮大な経済学体系をヴェーバーが欠いていたことが大きな原因であろうが、しかし史的唯物論の深化によって、ヴェーバーは学ぶべき多くのものを秘めているように思われる。しかし筆者のヴェーバーの理解は非常に浅く、研究をはじめたばかりであり未熟で多くの誤解や誤謬をおかしているのではないかとおそれている。最後に、多くのことを学ばせていただいた小林昇、水田洋、高島善哉、大塚久雄、内田義彦、安藤英治、住谷一彦、金子栄一、内田芳明、出口勇蔵、青山秀夫、中村貞治、その他の諸先生の学問に感謝の意を表したい。とくに出口勇蔵、内田芳明の両氏および、ヴェーバーの労働問題研究についてすぐれた研究を発表されておられる鼓肇雄、中村貞治氏のご研究については、十分にその成果を吸収できなかったことを附言する。

—1969・2・24—

注(56) この点については、服部英太郎「ドイツ社会政策論史」(上)(未来社、1968年)参照。
 (57) Werner Krause, Werner Sombarts Weg vom Katheder-sozialismus zum Faschismus, Berlin, 1962年を参照。

資 料

明治10年代における
 製糸資本の生成と村落構造の変化(II)

高山 隆 三

は し が き

- I 製糸女工の流出基盤と存在形態(62巻第1号)
- II 製糸資本と養蚕農家
 —養蚕業の展開と村落構造の変化—
 (本号)
- III 製糸資本の生成過程とその性格
 (62巻第7号)

む す び

II 製糸資本と養蚕農家

—養蚕業の展開と村落構造の変化—

(1)

明治10年代において、湖南村では、生糸市場拡大を契機とする製糸マニファクチュアと原料供給としての養蚕業の急激な発展がみられ、農業構造、農家経済再生産構造はここに急速な変化をたどるのである。先ずこの変化が湖南村農業・諸産業でどのようなものであったかを、湖南村の産出量・産出額の変化を手がかりとして概観を与えてみよう。

湖南村の明治9年「物産取調書上帳」(諏訪市役所湖南支所蔵)によって、湖南村の産物と産額をみると(第5表・第6表)、米生産量4,143石、金額15,537円であって、農産額の約75%に達している。繭生産量は1,655貫、1,986円で農産額の9%に過ぎない。

明治10年では米生産量は3,600石、繭1,518貫と、9年より少ない数値が記されているが、おおよそ米は4,000石前後であったものと考えられるので、農業生産においては米が圧倒的比重を占めていたものとみられる。その他の農作物は大豆、小麦、大麦、粟、ひえ、そばの雑穀類が主であって、それらはほとんど自給作物であったと思われるので、商品作物としては、米と繭が主たるものであったといえよう。

農業とならんで、湖南村では、明治10年前後には、綿布、綿糸、絹布、生糸が生産され、その他、寒天、氷豆腐、蚕卵紙製造が農家副業として営まれ、これらの労働によって主に農家経済が維持されていたとみられるのであるが、綿布、綿糸生産に関する資料は見出されていない。しかし生糸・綿布・綿糸等の工産額約4,600円のうち生糸・蚕糸、真綿、絹布がそのうち3,065円、66%強を占め、綿布、1,680反、1,092円、綿糸210貫420円、計1,512円に比すれば、蚕糸関係の産額がす

第5表 明治9年湖南村生産物

品 目	数 量	金 額
米	4,143石3斗	15,537.375
大 麦	32石1斗	48.150
小 麦	133石2斗	372.960
大 豆	255石2斗	1,036.343
小 豆	19石4斗	59.024
粟	40石8斗8升	877.770
ひ え	70石	84.000
そ ば	38石5斗	115.500
き び	6斗2升	1.550
繭	1,655貫 60匁	1,986.072
空 繭	16貫982匁	382.095
生 糸	117貫127匁	2,602.617
真 綿	31貫327匁	78.318
麻	84貫600匁	84.600
木 綿 糸	210貫	420.000
麻 糸	6貫150匁	13.530
蚕 糸	15貫	120.000
絹 布	220反	264.000
麻 布	45反	15.000
木 綿 布	1,680反	1,092.000
清 酒	165石	1,155.000
焼 酎	16石	160.000

備考 「明治九年物産取調書上帳 第一月 湖南村」

第6表 明治10年湖南村生産物

品	目	数	量
米			3,600石
桑	苗		15,000本
蚕	卵		2,322枚
繭	紙		1,518貫
生	糸		135貫
木	綿		1,700反
菅	笠		500蓋
鋸			100挺
寒	心		1,100貫
氷	豆腐		265千連

備考 「長野県町村誌 南信篇」 3,308頁

でに工産額中で主要な地位を占めるにいたっていることが知られるのである。その他氷豆腐、寒天、蚕種が生産されているが、その産額は明らかではないが、総額としては1,000円を上回らぬと見られるので、工業生産総額としても農業生産総額の四分の一程度であ

たと思われるのである。

さて明治25年にいたる15年間に湖南村の経済構造は次のように変化している。第一に、繭生産量は天繭、出殻繭、屑繭を加えるといえ1,000石に達し、明治9年の約7倍という急増を示している。明治25年の繭価格は1石あたり湖南村では33円前後であり、他郡、他県よりの移入繭の平均は35円80銭と記されており(第8表)、屑繭、出殻繭、天繭の価格は明らかではないが、その数量は15%ほどであるので、繭価格を33円として推算すれば、明治25年の繭生産額は約33,000円となる。これに対し、米生産は停滞しており、明治25年の収穫高は4,243石と明治9年水準と変わらない。当時の米価は湖南村では9円と記されているから、生産額は38,187円となり、繭産額はまさに米に匹敵するにいたる地歩を占め、それ以後繭産額はなおも増加し、明治40年には2,733石に達し、養蚕は湖南村農業の主軸となる。

他方、その他の農業生産については明らかではない

第7表 明治25年繭及び蚕種産額

	養蚕戸数	蚕種掃立枚数	繭	天繭	出殻繭	屑繭	合計	蚕種製造高	
								原種用	製糸用
春蚕	470戸	860枚	636.0石	73.0石	2.0石	37.0石	748.0石	100枚	810枚
夏蚕	400	320	171.0	28.6	5.3	15.1	220.0	500	3,400
秋蚕	150	80	51.3	1.3	0.2	3.2	56.0	20	90
合計	1,020	1,260	858.3	102.9	7.5	55.3	1,024.0	620	4,300

備考 明治25年「農工物産調査表」湖南村

第8表 明治25年輸出入表

	品名	仕入先 仕向先	数量	価格	単価
輸 出	生糸	神奈川県 東築摩郡	3,006貫	144,889円	1貫 48円20銭
	蚕種	上下伊那郡	2,400枚	2,400円	1枚 1円
	氷豆腐	山梨県	455,000連	1,820円	100連 40銭
輸 入	繭	山梨県、栃木県、小県郡、佐久郡、東築摩郡、上伊那郡	2,370石7斗	84,871円	1石 35円80銭
	蚕種	安曇郡	100枚	120円	1枚 1円20銭
	蚕種紙	小県郡	1,000枚	84円	1枚 1銭2厘
	大豆	上伊那郡、東築摩郡	110石	770円	1石 7円
	薪	上伊那郡	668,000貫	6,680円	1貫 1銭
	刻煙草	山梨県	70貫	119円	同 1円70銭
	線綿	"	100貫	135円	同 1円35銭

備考 第7表に同じ

が、明治8年の湖南村の畑面積は108町3反(「長野県町村誌」3,309頁)で、うち桑園面積は明らかではないが桑苗15,000本が生産されており、桑はかなり仕立てられていたものと思われる。明治25年の畑面積は160町8反と約50町歩増加し、うち桑園は74町4反である。畑面積の増加に対し、水田面積はほとんど変化なかったことから、かかる畑の増加は水田の畑への転換ではなく、主として開墾による増加であったといえよう。畑の増加は繭生産量の増加よりみて、桑園の増加であったと考えることができよう。また、既存の普通畑の桑園への転換もすすめられたものと考えれば、普通畑面積は明治10年前後より減少したものとみられる。すなわち、明治40年には畑面積は172町4反と25年に比しては約12町余しか増加していないが、桑園面積は172町4反と記されており、畑がすべて桑園に転換されたことを示している。したがって、明治10年前後と比較して、明治25年には普通畑面積が減少したとみることは不当ではないであろう。とすれば、明治10年前後に主たる畑作物であった大麦、小麦、大豆等の雑穀類の生産は、少なくとも増加しなかったものといえよう。湖南村農業は米作と養蚕という経営組織を明治25年には確立させたものとみられる。

明治25年の湖南村「輸出入表」(第8表)によれば、輸出総額の約97%が生糸となっており、明治9年に比し、生産量で約26倍、産額で55倍と急増し、その他の輸出品としては蚕種・氷豆腐があげられているが、それらは生産量としては約2倍の増加を示しているに過ぎず、綿糸、綿布は輸出品目に掲げられていない。輸入では繭が2,370石、総額の91%を占めており、製糸用と考えられる薪が約67万貫、6,700円、大豆が100石輸入されている。綿糸、綿布は輸出品目にないところからみて明治25年には、湖南村の工業はまさに製糸業によって統一されたものといえるであろう。

このような湖南村総体としての生産の変化、すなわち、養蚕、製糸を軸とする産業構造への転換は湖南村における商品生産的な投下労働量・総所得の増加を意味するものといえよう。すなわち、第一に明治9年より25年にいたる間の総畑、桑園面積の増加は、それが山林・秣場からの開墾による転換であったとすれば、それだけ同一面積に対する商品生産的な投下労働量は増加したはずである。湖南村の繭生産量の急増が桑園面積の増加を基礎としながら、さらに夏秋蚕飼育の普及を

その一因とするものであり、このことは養蚕労働量の増加を示すものである。しかし、湖南村では明治10年前後では夏秋蚕の飼育もあまり普及しておらず、それが飼育されてくるのは明治10年代後半のことであり、しかもその生産量はなお小さく、明治25年においても繭生産量からみれば夏秋蚕は春蚕の三分の一程度であった。

第二に商品生産的な投下労働量の増加は生糸生産量の26倍にも及ぶ増加からみて考えうるところであろう。繭の品質・製糸技術の向上があったにせよ、湖南村の繭生産の増加を上回る生糸生産の増大は、原料繭の他町村、他県からの買入れによって可能となった。明治10年前後に湖南村としてどれほどの繭が他町村から買入れられていたかは明らかではないが、明治25年には湖南村の繭生産量1,000石に対し、輸入量は2,370石に達しており、かかる原料繭・生糸生産量の増加は製糸労働総量を増加させたものと考えられよう。

以上の如く、商品生産的労働が増加したとするならば、それは自給的生産に投下されていた労働の商品生産への転換か、湖南村における「過剰労働力」の商品生産への投下か、労働の強化か、あるいは総労働力人口の自然的・社会的増加か又は湖南村への通い労働力の増加であろう。総労働力人口に変化がなかったとすれば、投下労働形態の差異は一戸あたり、あるいは一労働力あたりの所得を増大させたものと考えられるであろう。商品生産的労働への転換、増大、そして商品生産量の増大は、生産物の実現をめぐる新たな関係としても村落内部において発現する。養蚕・製糸という商品生産の展開が、湖南村ではいかなる労働力によって担われたかを全面的に明らかにしうる資料は全く不十分であるが、ここでは南真志野の人口が明治5年より20年の間にどのように変化しているかを検討することによって、この問題の輪郭を描き、次いで繭購入販売をめぐる養蚕農家と製糸マニュファクチュアの明治10年代における関係を検討してゆこう。

南真志野の総人口は、第一に明治5年より20年の間に731人より746人へと微増したにとどまる。明治5年より10年の間では人口は19人、約2.6%増加しているが、それ以降はわずかながら減少に転じている(第9表)。

第二に15才より60才までの労働力人口は明治5年、446人から20年の460人へと総人口と同じように14

人増加しているが、明治15年には481人と最大になり20年にかけて減少している。

第9表 南真志野年令構成別人口数の変化 (明治5年~20年) (単位:人)

年令区分	男女合計				総計の増減		
	明治5	明治10	明治15	明治20	明治5~10	明治10~15	明治15~20
0-5才	60	80	69	69	+20	-11	0
6-10	68	51	75	67	-17	+24	-8
11-15	68	66	52	72	-2	-14	+20
16-20	63	77	73	57	+14	-4	-16
21-25	55	73	70	63	+18	-3	-7
26-30	62	47	68	64	-15	+21	-4
31-35	61	66	46	66	+5	-20	+20
36-40	36	48	59	42	+12	+11	-17
41-45	63	34	46	53	-29	+12	+7
46-50	45	54	34	40	+9	-20	+6
51-55	32	41	48	30	+9	+7	-18
56-60	29	31	38	45	+2	+7	+7
61-65	28	19	23	30	-9	+4	+7
66-70	26	26	14	21	0	-12	+7
71-75	15	21	18	12	+6	-3	-6
76-80	10	9	9	10	-1	0	+1
81-85	9	5	3	5	-4	-2	+2
86-90	1	3	2		+2	-1	-2
91-95			1			+1	-1
計	731	751	748	746	+20	-3	-2

備考「壬申戸籍」より作成。

以上の如く南真志野においては明治5年から20年にかけて総人口、労働力人口は若干増加したのであるが、明治5年から10年にかけて人口が増加したのに対し、それ以降はわずかながら減少に転じたのである。しかし、この間、出生は死亡を超過しており、明治5年より10年では8人、10年より15年では17人、15年より20年では21人と自然的増加の人数は絶対的には大きくなっている。この増加は出生人数が増加したことによるのではなく、死亡者数の減少によってもたらされたものであり、出生人数はいずれの期間におい

ても70人台であったのに死亡者数は60人台から40人台に減少しているのである。したがって明治10年より20年にかけての総人口の減少は社会的異動によるものであった。明治5年~10年には自然人口の増加に加えて、転入が転出を超過していた。また転入98人、転出86人という数は総人口の各1割以上の異動規模であった。明治10年より15年では転入には殆んど変化なく95人であるが転出は115人に急増し、明治15年から20年では転入が大幅に減少し49人となり転出も減少し72人となり、異動の規模が縮小してくるが転出がなお転入および自然増加を上回ったのである(第10表)。

この転出入という異動は婚姻によるものが大半であり、特に以上の数は村内他村落への異動もここでは算えられていることから異動率が高まるのであるが、社会的異動としては、明治10年から15年において北海道への全戸移住が5戸29名にのぼっており、これが南真志野総人口を自然的な人口増加にも拘らず停滞させた一因をなしたのである。

以上の人口異動の過程で、南真志野の戸数は北海道移住、その近隣町村や横浜・東京への全戸移住が転入を超過することによって明治5年180戸より明治20年の172戸へと減少している。したがって総人口はわずかながら増加していることから一戸あたり家族人数は増加することとなる。そのことは、家族人数別に戸数をみると(第11表)単身あるいは家族人数3人以下の戸数が減少し、相対的に4人以上の戸数が増加する。そしてこのことは家族構成の上では、夫婦という組合せのない家、あるいは一夫婦型家族構成をとる家数が減少し、二夫婦型家族構成の家が絶対的・相対的に増加する傾向をその内容とするものであった(第12表)。このような家族人数・家族構成上の変化が何に起因するかは一義的に決定することは困難であり、個別の家のライフ・サイクルも、また相続形態も考慮されなければならないであろう。しかし、二夫婦型家族、そして家族数4人以上の家数が増加していることは、南真

第10表 南真志野における人口異動

	(1) 出生	(2) 死亡	(3)=(1)-(2) 自然増	(4) 流入	(5) 流出	(6)=(4)-(5) 社会的増加	(7)=(3)+(6) 合計増
明治5年~10年	73	65	8	98(74)	86(54)	+12	+20
" 10年~15年	77	60	17	95(53)	115(48)	-20	-3
" 15年~20年	70	49	21	49(28)	72(23)	-23	-2

備考「壬申戸籍」より作成。()内の数は婚姻による異動を示す。

第11表 家族人数別世帯数

	明治5年				明治10年				明治15年				明治20年			
	世帯数	%	人数	%	世帯数	%	人数	%	世帯数	%	人数	%	世帯数	%	人数	%
1人	14	7.8	14	1.9	13	7.3	13	1.7	7	4.0	7	0.9	9	5.2	9	1.2
2	20	11.1	40	5.5	13	7.3	26	3.5	23	13.1	46	6.2	17	9.9	34	4.6
3	41	22.8	123	16.8	27	15.3	81	10.8	26	14.9	78	10.4	36	20.9	108	14.5
4	33	18.3	132	18.0	49	27.6	196	26.1	43	24.6	172	23.0	35	20.3	140	18.8
5	32	17.8	160	21.9	42	23.7	210	28.0	35	20.0	175	23.4	28	16.3	140	18.8
6	21	11.7	126	17.2	18	10.2	108	14.4	26	14.9	156	20.9	24	14.0	144	19.3
7	16	8.9	112	15.3	9	5.1	63	8.4	7	4.0	49	6.6	15	8.7	105	14.1
8	3	1.7	24	3.3	2	1.1	16	2.1	7	4.0	56	7.5	6	3.5	48	6.4
9					2	1.1	18	2.4	1	0.6	9	1.2	2	1.2	18	2.4
10					2	1.1	20	2.7								
計	180	100.0	731	100.0	177	100.0	751	100.0	175	100.0	748	100.0	172	100.0	746	100.0

備考「壬申戸籍」より作成

第12表 夫婦組数別世帯数

	明治5年	明治10年	明治15年	明治20年
0組	39	35	36	31
1	118	110	107	108
2	23(1)	29(1)	31(2)	33(3)
3	0	3(2)	1	0
合計	180	177	175	172

備考「壬申戸籍」より作成。()内の数は傍系の夫婦を含む世帯の数である。

志野において、これまで以上の家族数を再生産しうる新たな経済的条件が農業内外の部面で形成されてきていることを示すものといえるであろう。しかしこの新たな経済的条件、すなわち少なくとも養蚕業の展開と製糸労働市場の形成は、地租改正の過程、松方財政の下で進行したのである。土地所有規模の変動からみれば明治9年から21年に至る間に同一規模であった農家49戸、同一規模存続率28%、所有規模を縮小した者は86戸、下向率49.4%、所有規模を拡大した者は39戸、上向率22.5%という激しい下向傾向が南真志野ではとられていた(注1)か、かかる傾向の中におけるその対抗としての養蚕業の展開をみるべきであろう。したがって、明治5年から10年にかけての総人口の増加傾向は10年以降停滞に転じ、人口流出が増大するが、激しい下向傾向の中で総人口が大きく減少せず、家族構成が上述の如く変化していることは、新たな経済的条件が形成されてきた証徴といえるであろう。

さて、南真志野総人口については以上の如く大きな変化が認められず、労働力人口もほぼ変化しなかったとしても、もとより壬申戸籍では、南真志野に寄留する

人名は記載されていない。また前章で示したように他村より入り稼ぎする製糸女工あるいは他村へ通勤する女工数も明らかではないので総労働力がこの期間にどのように変化したかを厳密には明らかにし難いのである。しかし労働人口の上で大きな変化がみられないことから、南真志野在住の労働力の一人当たりあるいは一戸当たり平均商品生産的労働量は湖南村としての繭生産量の増加、生糸生産量の増加からみて考えられるところであろう。さらに湖南村では前述のように畑面積が増大しているのであるが南真志野でも畑面積は増加している。明治9年南真志野の農家が所有する水田の面積は41町2反、畑は21町5反であった。明治21年には水田は33町8反と7町4反約18%減少したのに対し、畑は26町1反と4町6反増加し、明治36年には水田は2町3反、畑は8町歩21年より増加している。明治9年から21年にかけての所有水田面積は減少していてもそれは経営面積の減少を必ずしも意味するものではない。それに対し例えば龍雲寺所有の山林6町8反のうち4町3反が明治12年より開墾され桑園となっており、それは主として南真志野の農民に貸付けられており、その他私有の山林、秣場、採草地が桑畑に転じられていることは「名寄帳」によって窺い知ることができるのであり、南真志野においても絶対的に畑の所有・経営面積が増加したことが推測されるのである。この畑面積の増加が、南真志野総労働力人口がほぼ不変のもとでもたらされたとするならば、それは「過剰労働力」の吸収か労働強化であったろう。むしろ、自給的な部面に投下されていた労働、あるいは副業的・家内工業に投下されていた労働も養蚕・製糸

という商品生産的労働に転換されてゆくのである。このような転換は、明治10年代後半のデフレーションの過程で、地租の金納化・地方税・学校開設等の公租・公課による現金の必要性がさらに強まることによって、強力に推進されてゆくのである。養蚕業という商品生産的労働の増大、それへの転換が、その生産物実現過程で、製糸マニュファクチュアとどのような関係を取り結んだか、すなわち商品生産が浸透し始めるとき、南真志野のごとく、その村落内外に製糸マニュファクチュアが広汎に形成されてくる場合の原料繭供給者と製糸家との繭購入販売関係はどのような性格をもつものであったかを以下検討してゆこう。

(2)

明治初年に養蚕が湖南村においてどのような階層の農家によって営まれていたかを知ることはできないが、明治25年には農家数502戸のうち470戸94%が春蚕を飼育しており、400戸が夏蚕を、また150戸が秋蚕を飼育しており、養蚕はほぼ全階層の農家で営まれていることがしられるのである。また明治19年4月の「湖南村蚕糸加盟簿」(諏訪市役所湖南支所蔵)によれば、南真志野で当時養蚕に従事していた家の名のみであるが知ることができる。明治19年4月といえば「蚕糸業組合規則」が施行される時期であり養蚕組合結成の動きとの関連で養蚕農家の名簿が作成されたものと考えうる。この名簿に記載されている者は127名であるが、うち117名は「壬申戸籍」「明治九年名寄帳」によ

第13表 耕地所有規模別養蚕農家数

耕地所有規模	明治21年	明治19年
	戸数	養蚕農家
0 ~ 1反	64戸	32戸
1 ~ 3	52	35
3 ~ 5	23	21
5 ~ 7	17	15
7 ~ 10	8	8
10 ~ 12		
12 ~ 15	3	3
15 ~ 20	2	2
20 ~	3	1
計	172	117

って南真志野の者であることが明らかであり、この名簿は「湖南村 蚕糸業加盟簿」となっているが事実上そのうち南真志野分であるといえる。この117名はほ

ぼ戸主で、一戸で二人の名前が記載されていることはない。さてこの名簿に記載されている農家の土地所有規模をみると、明治21年の土地所有規模を標準としたものであるが、総戸数172戸中養蚕農家は0~1反層で50%、1反~3反層で67%、3反~5反層、5反~7反層では90%、7反以上2町までの13戸は全戸、名簿にその名を見出しうる。また2町以上3戸のうち2戸はその名が見出されないが、いずれも寺であるので、7反以上層は全戸養蚕を営んでいたものといえよう。すなわち、明治19年当時において南真志野ではすでに土地所有規模の上では0~1反層にまで養蚕が浸透しており全戸数の約70%が養蚕を営んでいることが確認されうるのである(第13表)。

このように養蚕が普及してくるとき生産された繭は一部はなお、各農家で糸にひかれていたとしても大部分は明治10年代後半には器械製糸家に販売されたものとして大過なかるう。明治10年代の南真志野における繭購入販売についても、全面的に明らかにはしえないが、ここでは関初平家の明治8年「細糸 大宝恵」、明治12年6月「仕入帳」、明治16年7月「大宝恵」、明治17年「繭買入帳」、明治20年1月「仕入 大宝恵」によって、一製糸家を中心として以下検討してみよう。

初平家の製糸経営の展開については次章で取扱うが、初平家では既に明治9年に「ぜんまい」を調達して自営的生産を拡大し、買糸量を減少させ、明治11年に水車製糸を開始したものと思われる。先ず初平家の繭購入量・額の年次的、地元、地元外別の変化からみてゆこう(第14表)。

先ず購入額と量であるが、明治8年の購入額131円(駄賃・雑費を含む)は明治9年に310円に急増し、明治11年にはさらに946円となる。購入量については単位が石・貫・あるいは「枚」等が混用されている為、統一的な換算が困難であり、また金額のみが記され数量が記入されていない場合もあるが、推算してみると、明治8年10石6斗、明治9年14石、明治11年36石前後であって、明治8年より9年にかけては繭価の急上昇によって量としては4割程度の増加であり、明治11年が数量、金額とも急上昇し、一つの期を画しているものといえよう。以降明治16年まで仕入金額上では繭価の大きな変動によって増減をみせるが仕入量はほぼ30石台であり、明治17年の器械増設を機に仕入金額3,000円台、量としては120石前後に再び急上昇し、以降、明治20年に器械の増設がまた行なわれ、仕入量・生糸生産量は一途増加してゆくのである。

第14表 年次別繭仕入金額および推定繭量

	明治8年	9年	10年	11年	12年	13年
春 地繭	円 50.5218	円 90.1683	円 81.40	円 392.395	円 364.930	円 562.6511
地元外						
総計	50.5218	90.1683	81.40	392.395	364.930	562.6511
夏 地繭	} 76.7122	18.9475	2.375	7.31	111.797	64.860
地元外		196.2179	174.220	539.829	550.790	291.3737
総計	76.7122	215.1654	176.595	544.139	662.587	356.2337
秋 地繭						
地元外						456.5843
総計						456.5843
仕入計	127.2340	(305.3356)	257.995	936.534	1,027.517	1,365.3791
駄賃雑用	3.8428	5.2736	6.3890	9.605		19.0813
総計	131.0768	(310.6089)	264.3840	946.139	1,027.517	1,384.4604
仕入繭量	10石6斗	14石1斗4升	12石2斗	36石3斗	30石8斗9升5合	37石8斗1升
地繭量	4石6斗8升	7石1斗7升	3石9斗8升	14石9斗9升	13石3斗6升	17石9斗6升
地繭比率	39.7%	50.3%	32.8%	41.3%	43.2%	47.2%

	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
春 地繭	円 782.9145	円 734.9946	円 465.238	円 902.065	円 942.9725	円 1,057.803	円 2,221.5522
地元外				128.658	251.5867	1,175.2470	1,626.305
総計	782.9145	734.9946	465.238	1,030.723	1,194.5592	2,233.1500	3,847.8572
夏 地繭	247.065	536.787	229.5755	917.925	763.857	1,242.6285	1,508.8792
地元外	471.8525		273.2374	792.0475	251.392	556.145	1,110.2471
総計	718.9175	536.787	502.8129	1,709.972	1,015.249	1,798.7735	2,619.1263
秋 地繭	} 272.116				781.324	512.430	
地元外			76.469	334.5825	276.000	505.932	
総計	272.116		76.469	334.5825	1,057.324	1,018.362	
仕入計	1,773.9480	1,271.7816	1,044.5199	3,075.278	3,267.132		6,466.9835
駄賃雑用	8.031		6.6625	13.963	33.500		8.545
総計	1,781.9790	1,271.7816	1,051.1824	3,089.240	3,300.632	5,050.2855	6,475.5285
仕入繭量	39石4斗2升	29石1斗2升	37石3斗	121石8斗	146石4斗	144石	185石
地繭量	22石9斗	29石1斗2升	24石8斗	69石8斗	108石	80石4斗	106石4斗
地繭比率	58.1%	100.0%	66.4%	57.3%	74.4%	56%	57.5%

次に購入先を地元・地元外についてみよう。ここで「地元(地繭)」として「大宝恵」等に記されているのは、明治10年前後では湖南村内と近隣の町村の者が持込んだ繭であって、初平自身あるいは初平の代理が甲州・松本・伊那方面に仕入に向いて調達した繭は地元外に算えられており、伊那・高遠・茅野方面でも、直接生産者あるいは時には仲買と思われる者が持込んで来る繭は「地元」として記入されている。さて総購入量のうちの地元繭の比率をみると、明治8年のそれ

が約40%で、明治9年に繭購入総量が40%増加したのに地繭は70%、約3石増加し、地繭比率は50%となる。また明治11年には先に述べた如く、購入繭量は急増しているが、この年でも、地繭量は9年に比し8石、10年に比し11石増加している。そして明治14年以降は地繭比率は高まり、20年まで55%以上で、明治15年などはすべて地繭である。明治17年も購入量は前年に比し約3倍に増加した年であるが、地繭量も約3倍弱の70石水準に達する。すなわち、関初平家

が経営を拡大するに依りて地繭供給量が増加される為には、少なくともそれまで各農家で消費していた原料繭、あるいは他の製糸経営に購入されていた繭が買集められたと考えるべきで、一挙に生産は急増しないであろう。また初平家の仕入れ状況から明らかなように、明治10年前後の湖南村繭生産量140石の1割に満たぬ量を仕入れているに過ぎず、また、明治20年においても地繭の仕入量は100石前後であり、明治20年の湖南村繭生産量は明らかではないが、25年には1,000石であることからみて、湖南村生産繭のうち初平家が消費する割合は高まっていったことが推定されるが、地繭の比率が低下しないことは、初平家の経営拡大が飛躍的に行なわれるにも拘らず、そのような生産基盤が湖南村で形成されていたことを示すといえよう。しかしながら、既に明治8年において初平は、松本、本洗馬に夏繭を仕入に出向いており、明治14年以前では地元外繭依存率は50%を超していることは、一つには、初平の経営における資金繰りの関係より一時期に大量の買付けが行ないえなかったこと、さらに地繭購入においても現金決済という取引形態によるものと、夏蚕の飼育がなお湖南村では普及していなかったことによるものといえよう。

さらに仕入繭の春夏秋冬繭の構成は次のように変化している。春繭は仕入金額の約二分の一を明治12年まで占めており、13年以降夏秋繭の割合が高まり、春繭は三分の一前後となってくる。また春繭は明治16年まではすべて地繭であり、明治17年より春繭を仕入れに初平は佐久・甲州へ出向くようになり、明治19年より地繭に匹敵する仕入れを行なう。

夏繭については明治12年まで秋蚕との区別が記されていないが、地繭は極めて少量で、地夏繭が増加するのは明治14年からで、明治15年には夏繭は地元のみから仕入れられ、それ以降地夏繭は地元外を超過する量が仕入れられ、春繭仕入れとは逆の傾向を示しながら春繭仕入量に近い量となる。

秋繭の仕入れが区別されて記されるのは明治13年からであり、17年まではほとんどが地元外仕入れであるが、明治18年には一挙に総仕入量の二割を超す33石9斗が地元で仕入れられている。秋蚕についても明治18年より一時期に湖南村で飼育されたとは考えられぬが、初平が地夏秋繭への依存を明治10年代後半より高めてゆくことは、その経営の金融上重要な意味をもつものであったことは後述するところである。

以上の仕入総量・総額の変化と地繭の位置を前提にした上で、地繭の仕入先および関係者をみてゆこう。繭を初平家に販売する人数は明治8年より20年の間に変動しながらも増加している。明治11年まではほぼ10人台であったものが、12年には40人台にその範囲を拡げ、20年には78人を数えるにいたる。このうち、南真志野の者とそれ以外の村内および近隣町村の者とのわけてみた場合、いずれの年次においても南真志野の者がその半数以上を占め、その率は明治11年以前に特に高い。明治8年の春繭仕入高約50円のうち初平家の手作分12円40銭を含めて、購入先は南真志野内8名、隣村の有賀の者2名であった。8月に夏地繭を8円ほど仕入れているが、初平家に販売した7名はいずれも湖南村内で、南真志野3名、北真志野3名、他2名は「村の」誰々と記されているだけで部落名はわからない。

販売者数が急増した明治12年には総人数46人、うち南真志野27人、それ以外が19人であり、そのうち1名のみが湖南村外である。明治15・6年頃から村内の新田部落、桐平、後山からも繭が持込まれるようになるが明治20年迄は南真志野外の者もほとんどが湖南村内であり、しかも南真志野の比重が高かったのである。

さて南真志野において初平家に繭を販売する者の数は変動しながら増加し、明治19年には南真志野で養蚕に従事していたと思われる117戸の約三分の一の40戸と初平家は売買関係を結んでいるのであるが、これらの農家がどのような性格のものであるかを先ず土地所有規模の面から検討してみよう(第15表)。明治9年を基準として年次別変化をみると、特定階層が一定の傾向を以て増減することはなく、1町以下のいずれの階層も不規則に変動している。このことはどの階層の養蚕農家でも繭の販売先を固定化させていないということより生ずるのであって、それについては、後に述べることにして、土地所有規模の上では、初平家の仕入先は一定ではない。唯一の例外として1町5反~2町層では13年にわたり間断なく1戸であるが、それは初平自身である。

しかし、初平家に繭を販売する者の年間の販売額を年次別にみると(第16表)、明治8年より13年までは5円未満あるいは10円未満の比重が高く、14年以降19年末までは10~20円を販売する者が増加し、その額に、総販売者の30~40%が集中し、20年には一段上昇して20~30円の販売額をもつものが最も多くなり、そ

第15表 年次別、耕地所有規模別繭販売農家数

明治9年基準耕地規模	明治8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
0 ~ 1反	3	2	1		6	7	8	15	2	11	9	10	5
1 ~ 2		3	1	2	6	3	6	4	3	5	3	3	4
2 ~ 3	2	3		2	5	5	7	5	3	4	7	12	10
3 ~ 5	1	4	2	2	5	4	6	6	4	3	5	7	10
5 ~ 7		1		1	1	3	5	7	0	3	4	2	6
7 ~ 10	3	2		2	2	1	5	7	4	5	4	4	7
10 ~ 12		1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	
12 ~ 15													
15 ~ 20	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
20 ~ 25													
25 ~													
計	10	17	6	10	27	25	39	46	18	33	34	40	43
南真志野外計	4	5	3	9	19	17	18	25	15	24	34	34	35
総計	14	22	9	19	46	42	57	71	33	57	68	74	78

第16表 年次別販売額別農家数

繭販売額	明治8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
0 ~ 5円	7	10	3	2	12	10	2	9	2	3	4	5	4
5 ~ 10	1	5	1	1	7	4	9	7	2	12	7	3	3
10 ~ 20	2	2		4	4	6	13	17	6	6	15	18	8
20 ~ 30			1	1	3	2	7	8	4	6	3	5	12
30 ~ 40			1	2			2	1	1	3	2	3	8
40 ~ 50						2	4	2	2	1		2	2
50 ~ 60					1		1	1			2	2	2
60 ~ 70											1		2
70 ~ 80										2		1	1
80 ~ 90									1				
90 ~ 100												1	
100 ~ 110							1	1					
110 ~ 120													
120 ~ 130													1
計	10	17	6	10	27	25	39	46	18	33	34	40	43

れを中心とする分布を示している。勿論各販売者は自己の生産した繭全量を初平家に売り渡しているとは限らず、また他から買付けを行なって初平に売込んでいるかもしれないにせよ、中心となる販売額の上昇は繭価の変動を考慮しても、南真志野農家の養蚕規模の拡大を示すものであろう。

以上のように各養蚕農家は養蚕規模を拡大し、養蚕収入を増大させていったものと思われるが、その場合販売先は固定的ではなかった。その点を個別に検討すると次のようである。明治8年より20年迄の13年間に初平家に一度でも繭を販売したことがある者は南真

志野で113名を数える。これは明治19年の南真志野養蚕農家117戸にはほぼ等しく、南真志野の養蚕農家は、自ら製糸を経営している者を除き一度は販売関係をもったとも考えることができよう。

さて、113名の販売者の13年間に於ける販売頻度を年次別に示せば(第17表)、先ず、13年間に1度の販売しか行なわなかった者が41名、2度が23名となっており、両者で55%を占め、販売関係は極めて非固定的である。すなわち、初平自身を除いて、販売関係を結んだ年次より明治20年まで毎年初平家に繭を販売する者は明治18年以降を除いて1名も存在しない。最高

第17表 年次別販売頻度別販売者数

(単位 人)

年次	販売回数	1回	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
明治8年				1	1	2	1	2		1		1		1	10
9年		1	1		2	2	1	1	1	1	1				11
10年															0
11年		2	1		1		1								5
12年		3	1	2	2	1	2								11
13年		1	1	3	1	2	2								10
14年		3	4	5	3		1								16
15年		6	3		1	2									12
16年		2	2												4
17年		2	4												6
18年		3		1											4
19年		9	6												15
20年		9													9
計		41	23	12	11	9	8	3	1	2	1	1		1	113

は11回販売を行なうものでそれも1名に過ぎない。また販売関係に入った年次の古いものの販売回数が多くなるにしても、二分の一以下の頻度の者がほぼ50%を占めている状況である。

また同一人であっても年々の販売額・量は、大きな変動をみせており、それが繭の豊凶によるものか養蚕経営規模の変化によるものかは明らかにはしえないし、また種々の単位で表わされている為、正確な量的比較は困難であるが、それは生産した繭の全量が必ずしも初平に売られるとは限らぬことを示しているものと思われる。いずれにせよ、販売関係が非固定的であるということは、養蚕農家が自己の生産物を「自由」に処分しうる状態にあったことを基本的には現わすものであろう。養蚕という商品生産が急速に普及してくる明治10年代においては繭販売は南真志野でみ限り自由であって、一定の製糸家なり、仲買に販売することを強制はされていなかったようにみえる。価格に応じて有利な買手に販売しうる条件が、諏訪地方のように製糸マニファクチュアが広汎大量に形成されてくる場合には、直接生産者が生産物の販売に習熟していない商品生産の展開の当初から、存在したと考えられるのである。

明治10年代に諏訪地方においてどのような繭市場が形成されていたかは明らかではないが、明治14年の「長野県下友誼社諏訪郡支社規約」の第四章 商業の第十八条で次のようにいっている。

「一 近來各地ニ於テ流行スル繭市ハ近來往々杜撰ニ流レ夜市ト稱シ夜ニ乘シテ互ニ騙欺點策ヲ

退フスヲ以テ爰ニ信用ヲ措クモノヲ聞カス是真正商法ノ道ニ戻ルモノナラン因テ断然之ヲ廢シ更ニ昼間ニ改正スルモノトス

但相對示談ノ売買ハ此限ニアラス」

南真志野では農民は繭を初平に直接持込んでおり、また初平が地元外の繭を仕入れるとき直接出向いて相対で取引を行なっており、初平が繭市場を通じて購入するような記録は「大宝恵」では見出されない。しかし、友誼社支社規約で述べられているように繭市場が形成されていたとすれば、相対取引が行なわれる場合でも繭価格に関する情報が農民に伝えられることによって一方的な価格決定に阻止的に作用するであろう。かつ、生糸市場が急激に拡大した明治前半期において、群生する零細製糸マニファクチュア間の競争は取引形態が相対でも「自由」な流通を行なわせたと考えられるであろう。

しかしながら、非固定的・自由な売買関係が存在していたとしても、なお、先に示した売買頻度の差が何によってもたらされるものが明らかになるべきであろう。売買関係が比較的固定的である条件として、初平家との小作関係、金銭貸借関係がいかん作用しているかを「大宝恵」によって検討してみると、女工の場合とはほぼ同様に、両関係は微弱に作用しているに過ぎないのである。そして固定的関係をより明瞭に示す条件の一つは「沢組」といわれる「共同体的」な結合である。南真志野の4つの沢組の中で、初平家の属する西沢組とそれに隣接する仲村沢組のグループと、初平家とならぶ製糸マニファクチュア金子長内家の属

する野明沢組とそれに隣接する南沢組のグループの二つに分けて初平家に繭を販売した113名についてみると、比較的固定的に繭を販売する者は殆どが西沢・仲村沢組に属している。また明治8年より10年までの間で繭を販売した者21名中18名がその組の者である。野明沢・南沢組に属する者との繭の売買関係が強まるのは明治14・5年頃よりであるが、このグループに属する者58名中50%の29名が1回の売買関係をもつに過ぎず、二回の者を合すると70%強であるのに対し、西沢・仲村沢グループでは1回の者の割合は、56名中23%、二回の者を合しても41%である。初平家の小作・金銭貸借関係も主に西沢・仲村沢組という「沢組」の基礎上で結ばれており、商品生産が展開されてくる当初においては、「沢組」とよばれる「共同体的結合」が売買関係にも一つの方向を与えていたことが認められるであろう。しかし、「沢組」が売買関係に対し、何らかの作用を与えていたとしても、既に示したような繭売買関係の非固定性からみて「沢組」が自由な商品流通を圧倒する力をもっていないことは明らかであろう。

「沢組」に加えて売買関係の固定化に働く条件としては姻戚関係と同族組織である「マキ」があげられるであろう。^(注3)明治12年より間断なく、かつ、ほぼ全量を初平家に繭を販売している藤森宗治家は初平の実家である。明治11年以前では、明治9年に4斗4升を初平に売ってはいるが、この時期には宗治家においても生糸生産が行なわれており、初平は宗治から生糸を購入していることが「大宝恵」に記されているところからみて、宗治家で生産された繭が初平以外に売られたものとは思われないのである。その他9回にわたり販売している関利左エ門、7回の関吉左エ門、6回の関喜左エ門、関安左エ門、伊藤善八等、頻度の高い者の中では、初平と同一の「マキ」に属する者が多く見出されるのである。しかしながら、それとて、決定的なものではなく、同一「マキ」に属しながら頻度の低いものもあり、また、頻度が高いといってもせいぜいが二分の一程度であり、同一「マキ」に属せず、小作関係、金銭関係ももたない者で、その程度の者は多くみられる。しかし、明治10年までは「マキ」関係がより強いことが示されているのである。

このように初平家が製糸マニファクチュアとしてその活動を展開するにあたって、原料繭の調達に、「沢組」あるいは「マキ」関係を一つの基礎とする。初平家の経営拡大は、その基礎をさらに野明沢・南沢にま

で広げる。また、北真志野・大熊の湖南村内他部落に購入範囲を広げてゆくが、その場合、わずか30才の関初平が明治12年には製糸マニファクチュアを営み、またかつては庄屋をつとめる57才の金子長内と共に南真志野の「伍長惣代」に選ばれ、西沢・仲村沢を、また南真志野を代表して、用水、入会山をめぐる紛争、特に北真志野、大熊、伊那郡長岡・箕輪村との入会山が官地に編入されたのに対する民地引戻し運動を主導するなどによって、ひろく村民の信用をかちえていったことが地繭購入の範囲をより拡大しえた一因をなすとともに、そのことが、初平に繭購入の際、金融上の信用をも与えてゆくことになるのである。

繭購入資金の調達は後章に譲り、ここでは繭売買でどのような決済の方法がとられていたかを最後に述べておこう。明治10年代前半においては地繭にせよ村外仕入れに対しても現金取引以外の形態は殆ど見出しえない。しかし、小作料未納分や貸付金の返済分に繭代が引当てられ、特に小作料未納分についてはしばしば、そのような決済がなされることが見出されるのであるが、より重要なことは、繭代金の延払いあるいは借りである。

繭代金の延払い(無利子)または借りが始まるのは明治16年からである。その年7月の春繭の購入では、総額465円23銭8厘のうち181円65銭(39%)が借りまたは延金であった。その内訳は延金は10月30日迄と期限が定められているもの2件で34円、借りは期限が記されていないもの2件で56円85銭、8月20日迄が1件で30円、10月30日迄が1件で20円、事実上の15日の延払いが1件40円80銭であった。繭代金を貸付けまたは延金とする7件7名のうち2名は南真志野の初平と同一「マキ」に属する者1名と実家の藤森宗治であり、他は村内他部落のほぼ耕地1町前後の所有者であった。

明治17年には春地繭仕入額の約17% 154円が借りまたは延金でその件数も8件8名と明治16年と殆ど変わらず、明治18年もほぼ同様である。しかし、明治17年、18年とも1件ずつ「預り」がある。「預り」と「かり」ではその果している役割は経営にとって同一と思われ「預け金」にも利子が付けられるのであって、「預り」は預金の受入れと考えるとさしつかえないであろう。そしてこの「預り」は明治20年代30年代になるとその1件あたり金額は5円、10円の小額であるが、件数は急激に増加するのである。明治19年となると借り・延金の件数・金額が増え22件260円にの

ばる。この増加はそれ以前では春繭仕入に際して借り・延金が行なわれていたのに対し夏繭にもそれがおこなわれたからであるが、明治20年にはまた春地繭の仕入に対してのみ借り・延金が行なわれている。明治20年には延金・借りがさらに増加し、その総額は770円、春地繭仕入額の35%に達している。

すなわち、明治10年代後半から操業を開始するに必要な春地繭の仕入れの信用買いが開始され、そのことがより多量の原料仕入を可能とすることによって初

平家の経営拡大の一条件を提供したものとえよう。このことは、地繭依存率を高めさせる経営的条件であると共に、初平の製糸経営および初平自身に対する村民の信用が固まってきたことを意味するであろう。それと同時に湖南村内において、繭代金を貸付けまたは延金・預けとする余裕をもった農民の層が明治20年前後より厚くなっていくという事実は、明治30年代における村落構造の編成替えを準備してゆくのである。

注(1) 拙稿「明治時代の農業と製糸業の発展」

(慶応義塾大学大学院「社会学研究科紀要」第1号63頁)

(2) 中井信彦・高橋正彦「江戸時代における地縁と族縁」(前同, 55頁)

(3) 有賀喜左衛門, 仲康「マキと祝神講」(前同, 参照)

仲康「歌訪のマキ」(慶応義塾大学「哲学」第46集参照)

書 評

佐藤金三郎著

『資本論』と宇野経済学

I

本書は、『資本論』とそれを基礎にした宇野弘蔵氏の経済学体系にかんする諸問題を扱っている。本書の内容構成は、大別して2つに分けられる。第1・第2篇を中心とした『資本論』体系にかんする主として、『資本論』形成史的視角からの研究。それに、第3・第4篇の宇野経済学の検討とである。これらの2部分に共通していることは、佐藤氏が、経済学における、いわゆる論理と歴史との関連(照応)という、方法論的問題を展開の基軸とされていることである。この論点は、従来、マルクスの経済学の方法として、しばしば「方法論」的論議の対象とされたものではあるが、それについての本格的論究はいまだ充分になされてきたとはいえないものがあった。というのも、従来、ややもすれば、論理も歴史も、方法論的問題としては、「弁証法」という隠れみのかくられて、両側面の存在意義が当然のこととしてうけとられ、それ自体にたいして反省が提起されてこなかった。マルクスの方法(経済学の方法)には、論理的=歴史的方法が存在し、実際に適用されているが、その適用のされ方、それを一貫する方法意識にたいしては、ほとんど無批判的な解釈がなされてきていた。宇野弘蔵氏の一連の問題提起は、論理=歴史説にたいする根底的な批判の提起をなしたことに於いて、わが国の『資本論』研究史、とりわけ戦後段階の研究史上、看過することのできない意義を有している。また、宇野経済学を生み出す、わが国のマルクス経済学の土壌にたいする反省提起の点からしても、いまや、宇野経済学に冷静な、科学的対決が要請されつつある。本書は、本格的な宇野経済学批判として意義深い業績となりうることは、のちのべるような批判の態度から当然のことであろう。従来、宇野経済学への超越的批判は多々見られたが、その内在的、かつ方法論的批判は、いまだその緒についたばかりである。

II

かくて、本書の中心的課題は、宇野経済学批判を通じて、『資本論』体系の意義を方法論的に明確にすることにある。換言すれば、いわゆる論理的=歴史的方法の真の意義を確定することにある。その意味で、前半の佐藤氏の独自の資本論理解は、宇野経済学批判への手掛りを与えるものとなっているはずである。

資本論形成の過程を、マルクスの思想的発展の一面面として把えること、これは、マルクスの経済学的発展の跡を辿る最も基本的視角でなければならない。この視点を見失うと、『資本論』という書物は、単なる経済過程分析のための道具箱と化してしまう。マルクスの経済学批判体系プラン(『資本論』プランを含めて)の意義は、現行の『資本論』を単なる実証の具としない方法的保証を確認するひとつの、しかも貴重な手掛りである。このような意味で、『資本論』体系が「資本一般」に限定されることの意義をも積極的に把え直してみる必要がある。

宇野批判に関連して、佐藤氏は、『資本論』が、純粋な資本主義を理論的に構成するものだという点を容認され、また積極的に主張されている。この点と、『資本論』のもつ体系的限定的性格とはいかに関連させて考えたらよいのであろうか。佐藤氏年来の主張である、手稿「経済学批判」(俗にいう23冊のノート)以降の素材的拡大という点をもって、これを説明するのであろうか。たしかに、マルクスによってとらえられた資本主義像は、いわば、純粋なものである。しかし、この「純粋な」という意義は、思惟を通して再生産された、ということと同義であって、それ以上の特別な意義はもたない。かくて、「資本一般」の素材的拡大の過程がただちに、『資本論』をもって、純粋な資本主義の分析をなしているということにはならないであろう。たとえ、それが言えたとしても、中間項を必要とする。その中間項に相当するものは何なのかが、『資本論』形成過程の中心問題とならねばならない。もし、これがあきらかにされなければ、『資本論』体系にたいして「資本一般」的限定を主張する論拠はきわめて脆弱なものになってしまうのである。

かつて、佐藤氏は、「経済学批判体系と『資本論』」(『経済学雑誌』36-5・6号)なる記念碑的労作において、プラン問題へ1つの有力な回答を示された。氏の主張は、従来から言われているごとく、両極分解論といわれるものである。これによって、マルクスが、『経済